報告事項No. 3

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長 の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に 基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり 報告します。

1 臨時代理した事項

(1)制定した規則

川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則を廃止する規則

(2) 内容

川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則を廃止するもの

(3) 施行期日

公布の日(令和3年6月23日)

2 臨時代理を行った日

令和3年6月23日

3 臨時代理を行った理由

令和3年第2回川崎市議会定例会において可決された川崎市学校給食物資購入 資金条例を廃止する条例が同年6月23日に公布、施行されることに伴い、この規 則もまた同日から施行する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (教育長の臨時代理)

- 第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則を廃止する規則

川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則(昭和57年川崎市教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

制定理由

川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則を廃止するため、この規則を制定 するものである。

改正

平成20年11月28日教育委員会規則第22号

平成24年3月29日教育委員会規則第4号

川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市学校給食物資購入資金条例(昭和30年川崎市条例第11号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの相手方等)

- 第2条 川崎市学校給食物資購入資金(以下「資金」という。)の貸付けの相手方は、公益財団法 人川崎市学校給食会(以下「給食会」という。)とする。
- 2 資金は、給食会が学校給食物資を購入するに当たり、特に必要があると認められる場合に貸付けるものとする。

(貸付利息及び貸付期限)

- 第3条 資金の貸付利息は、無利子とし、貸付期限は当該年度の末日までとする。 (貸付手続)
- **第4条** 給食会は、資金の貸付けを受けようとするときは、教育委員会に貸付申請をするものとする。
- 2 教育委員会は、前項の貸付申請を受けたときは、貸付けの可否及び貸付金額を決定のうえ、その旨を給食会に通知するものとする。

(運用等)

- **第5条** 給食会は、常に資金の運用、購入物資の受払い状況等を明確にしておかなければならない。 (出納状況の報告)
- 第6条 給食会は、資金の出納状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営状況等の聴取)

第7条 教育委員会は、学校給食の運営状況、資金の経理状況等について、給食会から報告を求め、 又は調査することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。
 - (川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則の廃止)
- 2 川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則(昭和30年川崎市教育委員会規則第2号)は、廃止する。
 - **附 則**(平成20年11月28日教委規則第22号)
 - この規則は、平成20年12月1日から施行する。
 - 附 則(平成24年3月29日教委規則第4号)
 - この規則は、平成24年4月1日から施行する。